

第3期中期目標期間
(平成28～令和3年度)
自己点検・評価報告書

令和5年6月

監査室

目 次

I	組織の目的	1
II	中期目標期間の実績に係る特記事項	2
III	次期中期目標期間に向けた課題等	3

I 組織の目的

監査室は、内部監査を実施することにより、国立大学法人東京工業大学(以下「大学」という。)における経理及び一般業務が関係法令等に則って遂行されていることを確認し、もって円滑な大学運営に資することを目的とする。

Ⅱ 中期目標期間の実績に係る特記事項

(1) 監事監査の支援

監事監査として、役員会、教育研究評議会、経営協議会、部局長等連絡会、戦略統括会議等に陪席し、学長、理事、副学長、部局長等と監事との意思疎通を図った。これ以外にも部局長等及び教職員との個別ヒアリングや随意契約の請負業者へのヒアリングを実施した。さらに、教職員を対象とした大学運営に関するアンケートを複数回実施し、業務上の課題の洗い出しを行い学長に報告した。その他、監事による内部統制の整備・運用状況の確認として、固定資産実査や事務局監査への立会、施設の現地視察、各部局における研究不正・研究費不正防止のための啓発活動やコンプライアンス教育の状況調査等を行い、役員会及び教育研究評議会にて報告した。また、これらの監事監査を元にした「監事監査に関する意見書」が毎年度学長に提出され、教職員にも共有された。なお、監事監査意見書への対応状況（改善策や検討事項）は翌年度に役員会等にて報告されている。

以上の監事監査について、監査事務室が調整や取りまとめ等の支援を行った。

(2) 監査室、監事、教育研究資金適正管理室との情報・意見交換

文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」にて内部監査部門、監事、不正防止計画推進部署との連携及び情報共有の強化が求められることから、四半期ごとに内部監査結果の詳細を監事及び教育研究資金適正管理室の担当者に報告し、問題意識の共有を図った。また、内部監査計画策定時にも教育研究資金適正管理室との意見交換を実施し、実効性のあるモニタリング監査の実施に努めた。

(3) 監査結果を活用した教職員のコンプライアンス意識の向上

教職員のコンプライアンス意識の向上のため、会計経理監査の結果は四半期毎に部局長等連絡会にて報告するとともに、全学に周知を行った。また、会計経理監査に業務監査及び人事給与監査を含めた監査結果についても学長に報告するとともに、部局長等連絡会等及び全学に周知を行った。

Ⅲ 次期中期目標期間に向けた課題等

(1) 実効性のある監査の実施

内部統制機能の強化として、より実効性のある監査の実施が求められるため、他大学の監事や監査室を含めた外部の専門的知識をさらに活用し、監査計画及び内部監査マニュアル等の見直しを行う必要がある。

(2) 効果的なコンプライアンス教育及び啓発活動の実施

教職員の意識の向上のためには、学内におけるコンプライアンス教育及び不正防止のための啓発活動をより効果的なものとする必要があり、教育研究資金適正管理室と連携し、本学の内部監査結果及び他機関の監査結果の更なる活用を検討する。

(3) 大学統合後の内部監査についての検討

大学統合後の監事監査及び内部監査に向け、東京医科歯科大学と本学との監査の違いを調査し、両大学のリスク及び統合後に想定されるリスクの洗い出しと分析・評価、リスクに応じた監査手法等について検討を行う必要がある。